

令和7年度 瀬谷区ふれあい助成金 変更点について

①代表者、連絡担当者、会計担当者の連絡先提出について

現行	変更点
<ul style="list-style-type: none"> 代表者もしくは連絡担当者は会計担当者と重複しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> すべての団体において、「代表者、副代表者、会計担当者」の3名の連絡先の提出を必須とする。 ※上記3名の役職はそれぞれ重複しないこと。また、そのうち1名を連絡担当者として指名すること。

<変更理由>

円滑な団体運営を行っていく上では、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため。

②返還時の要件の基準見直しについて

現行	変更点
<ul style="list-style-type: none"> 回数、サービス受益者数などの助成条件のうち、1項目でも達成率が70%に達していない場合、返還を求める。 複数の助成条件を満たさない場合は、達成率の低い方を基準にして返還を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 回数については、各助成条件の基準を下回る場合に、その実績が該当する助成上限額と、助成を受けた額との差額の返還を求める。 人数については、各助成条件の達成率が80%に達していない場合に、1つ下の助成条件の助成上限額と、助成を受けた額との差額の返還を求める。 複数の助成条件を満たさない場合は、返還額の大きい方を基準にして返還を求める。

<変更理由>

- 返還基準が達成率では分かりづらいため、条件回数・条件人数に準じた考え方とする。
- ただし人数については、少なかった場合でも準備にかかる経費は変わらない場合が多いため、達成率が80%を満たしていない場合に限って返還対象とする。

事業	条件		
	年回数	1回あたりの人数	上限金額
集いの場	72回以上	10名以上	400,000
	48回以上	10名以上	300,000
	36回以上	10名以上	180,000
	20回以上	5名以上	120,000
	10回以上	5名以上	80,000
	6～9回	5名以上	50,000
	【新規立上げ】 条件：年度内3ヶ月以上の活動で1回5名以上の参加		40,000

例「年10回以上・1回5名以上」の助成条件で8万円の助成を受けたAサロン

- **年8回しか実施できず回数未達成の場合**
年6～9回(助成上限額5万円)の助成条件に該当するため、助成を受けた額との差額を返還
 $8万円 - 5万円 = 3万円$ (返還額)
- **1回あたりの平均人数が4名だった場合**
5名 \times 0.8 = 4名で、達成率80%を満たしているため、返還不要
- **1回あたりの平均人数が3名だった場合**
達成率80%に達していないため、1つ下の助成条件(年6～9回、助成上限額5万円)と、助成を受けた額との差額を返還
 $8万円 - 5万円 = 3万円$ (返還額)

③保育活動を行う団体の「認可外保育施設設置届」の提出について

現行	変更点
<ul style="list-style-type: none"> 届出の有無は、助成金の申請要件となっていない。(てびき記載なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 保育活動を行う団体については、「認可外保育施設設置届」の行政への提出を必須とする。

<変更理由>

安全に保育活動を行っていただくことができるよう、行政と連携して活動の応援をするため。